

東近江市 少年センターだより

vol
260
2024.12

東近江市五個荘竜田町 2-3

TEL・FAX 050-8034-6519

少年の立ち直り支援「あすくる東近江」

～子どもたちに明るい明日がくるように～

あすくる東近江 支援コーディネーター 大角 義典



平素は東近江市少年センターの活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

東近江市少年センター内に設置されている滋賀県非行少年等立ち直り支援「あすくる東近江」の紹介をします。「あすくる」は滋賀県独自の取り組みで、県内17カ所の少年センターのうち9つの少年センターに設置されています。ここでは非行等の課題を抱え、相談できる大人や自分の居場所がなく悩んでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を一つひとつ克服しながら社会に巣立つよう丁寧なアセスメントをもとに個別のプログラムを組み、立ち直りの支援を行っています。「あすくる」とは少年が支援を受けて立ち直るための地域の学校《あ・すくーる》であり、少年に「明るい明日がくるように」という願いを込めてつけられた呼称です。

支援の対象は、非行等の課題を抱えた中学生から二十歳までの少年です。ケースにより保護者への支援を行うこともできます。非行等の課題を抱えた少年とは、犯罪少年・ぐ犯少年・触法少年・不良行為少年等の反社会的問題行動を有する少年、不登校・引きこもり等の非社会的問題行動を有し、非行性が内在すると認められる等の少年です。

少年の立ち直り支援は、支援コーディネーター、指導主事(教員)、無職少年対策指導員、臨床心理士(カウンセラー)、青少年支援サポーター、少年センター職員の他に、支援協力機関(企業・行政)などとも連携して行っています。支援プログラムには、生活改善支援・自分探し支援・就学支援・就労支援・家庭支援の5つがあり、これらのプログラムを組み合わせ、一人ひとりに合った支援を行っています。

令和5年度における「あすくる東近江」の通所支援及び相談状況は420件(面談・電話等)で、支援プログラムを実施した少年は14名でした。本年度は前年度比25%増の状況です。特に近年は、反社会的問題行動を有する少年と比べると、不登校や発達課題に起因する等の非社会的問題行動を有する少年への支援が増加しています。

最近の少年を取り巻く環境は、以前からの問題に加えて、オーバードーズ(市販薬の過剰摂取)や闇バイト(仕事内容を明示せず高額な報酬と引き換えに違法な犯罪実行者を募集するバイト)など深刻な問題が現れています。

「あすくる東近江」は、少年が一人で解決できない困りごとや悩みごとを持ったとき、その相談に乗り必要な支援をすることで、健全な成長が続くように取り組んでいます。個人情報取り扱いに関する規定も遵守していますので、まずはご相談ください。

すべての少年が、自分の夢や志の実現に向かって歩みだし、明るい明日がくるように、今後とも「あすくる東近江」の活動に、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

少年補導員会管外研修

令和6年11月14日に少年補導員会管外研修として京都府立淇陽(きよう)学校を訪問しました。

淇陽学校は、児童福祉法の規定により、京都府が児童の自立を支援するために設置している児童支援施設です。保護者の適切な監護が得られず、家庭や地域、学校等で問題行動のある児童や、家庭環境その他の理由により生活指導を要する児童を受け入れておられます。校長先生から、「恵まれた自然環境と、小舎(しょうしゃ)夫婦制*の和やかな愛情に満ち溢れた家庭的な雰囲気のもとで、児童が健全な心身と人間に対する信頼を回復し、希望と自信をもって社会に巣立っていけるように支援をしています」と説明を受けました。

具体的には、①生活支援、②学習支援、③作業支援の3つの柱で取組を進めておられます。

生活支援としては、各寮舎で保護者に代わる児童自立支援専門員と児童生活支援員(夫婦を主体とする職員)が児童・生徒と共に生活し、温かい家庭的な雰囲気の中で基本的な生活習慣と社会性を身につけ、人間的な成長を図っておられます。学習支援としては、桜が丘中学校と園部小学校分教室が設置され、個々の能力に合った学習支援を通じて学習意欲を高め、基礎基本的な学力を伸ばすことにより、児童・生徒が目標をもって、学習に取り組めることを目指しておられます。作業支援としては、自然との触れ合いの中で収穫の喜びを体験したり、樹木の手入れを行う等、生活環境を整えることにより、働くことへの意欲と習慣を養い、社会生活へ適応するための基本的な態度を育てておられます。



*小舎夫婦制…児童自立施設において、職員の夫婦と子どもたちが同じ屋根の下で生活する形態です。

受賞おめでとうございます



令和6年10月5日に行われた「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会(会場:大津市和邇文化センター)において、滋賀県少年補導功労者表彰状と少年補導功労感謝状が授与されました。

長年にわたり少年補導員として、地域の青少年健全育成にご尽力いただいた功績に対して贈られるものです。東近江市からは次の方々が表彰されました。誠にありがとうございます。

滋賀県警察本部長・滋賀県少年補導員連絡協議会会長 連名表彰

◆少年補導功労感謝状



沖 宗一さん
(五個荘地区)

◆少年補導功労者表彰



(上段左より)森嶋 弘美さん(蒲生地区)
西澤 沢美さん(蒲生地区)
武田 智文さん(能登川地区)
藤井 恵照さん(能登川地区)
(下段)西村 正之さん(五個荘地区)

滋賀県青少年の健全育成に関する条例が一部改正されました

1. 深夜外出の制限規定に「とどめおく(宿泊させるなど)」を追加改正 第22条 第27条第4項第4号(罰則:10万円以下の罰金または料料)

◆深夜に保護者の承諾などがある場合を除き、青少年をその住居等以外の場所に**とどめおく**ことは、犯罪の被害等に遭いやすく青少年の健全な育成を阻害する環境となるため、深夜外出の制限に追加されました。

とどめおく

追加

とどめおく 連れ出す 同伴する

※「とどめおく」とは自宅等以外の場所に居させる、宿泊させる等をいいます。

※深夜とは、午後11時から翌日午前5時まで

2. **【新設】**児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 第24条の2 第27条第2項第12号(罰則:30万円以下の罰金)

◆青少年に対して児童ポルノ等を撮影させて送信させる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加しているところであり、**青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為**が放置される環境は、青少年の健全な育成を阻害するものであることから当該行為が禁止されました。

第24条の2として

新設

「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」

◆更に、悪性が明確または不当な手段を用いた次のような行為に対しては、違法性の程度が高いため、30万円以下の罰金を設けます(第27条第2項第12号)。

①拒まれたにもかかわらず提供を求めた場合 ②威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または対償を供与する等した場合

3. **【新設】**使用済み下着等の譲受け等の禁止 第24条の3、第25条第8号 第27条第2項第13号・14号(罰則:30万円以下の罰金)

◆SNS等インターネット上では、青少年から使用済み下着等(だ液、ふん尿を含む)を購入する等の書き込みが散見され、青少年の性被害や倫理観、労働観を喪失させるなど、健全な育成を阻害することになるため、**使用済み下着等の譲受け等の行為**が禁止されました。

第24条の3として

新設

「使用済み下着等の譲受け等の禁止」

◆使用済み下着等に関して、次の行為を禁止し、30万円以下の罰金を設けます(第27条第2項第13号・14号)。

①青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、譲り受けること

②青少年から有償の譲渡の委託を受けること

③青少年に有償の譲渡の相手方を紹介すること

④青少年に有償で譲渡するよう勧誘すること

◆更にこれらの行為を知って、場所を提供し、または周旋することを禁止します(第25条第8号)。



愛東地区少年補導委員会の活動

『中学生と一緒に清掃活動』

愛東地区少年補導員会幹事 太田 清蔵



愛東地区少年補導員会は、地域のパトロールや小中学校の下校時の見守り活動、誘拐防止啓発活動として幼稚園などで啓発人形劇を行っています。また、最近では、環境浄化の一環として中学生が地域で行っているボランティア活動にも一緒に取り組んでいます。

愛東中学生は、2年前から三重県鳥羽市答志島(伊勢湾、三河湾への海ゴミが漂着する島として知られている)で清掃活動を体験しています。この活動はごみ問題への関心や気づきになり、地元での清掃活動に取り組むきっかけになっています。今年も答志島で清掃活動を体験した中学生13名が行った、愛東コミュニティセンター周辺の清掃活動に補導員も参加しました。実施後の中学生からは、「自分たちの街がきれいになって気持ちよかった」など充実感と「来年はもっと周りの人にも声をかけて参加したい」という感想がありました。

補導員も中学生が行う地域の様々な活動と一緒に取り組み、地域の若者と繋がることで互いに面識ができ、非行の未然防止につながっていくと考えています。これからも地域の活動に積極的に参加し、良好な関係作りに取り組んでいきたいと考えています。



「ステップ東近江市」の取組

「ステップ東近江市」は、東近江市少年センター所長から委嘱された少年補導員等14名で活動している団体で、幼稚園・小中学校・高等学校からの依頼により、誘拐防止・万引き防止・薬物乱用防止の各教室を開催し、それぞれの運動の啓発活動を行っています。

近年、少年犯罪の低年齢化が大きな問題となっている状況下で、「地域の子どもは、地域で守り育てる」との観点に立ち、特に最近、SNSに起因する非行や犯罪被害が増加しているため、青少年の健全な成長を願うことを目的に活動を今後も続けていきたいと考えております。

しかしながら、活動できる人員が年々減少しているため、今年度から大学生ボランティアも募集しております。市民の皆様においても、趣旨に賛同し、ご協力いただける方はぜひ少年センターまでお声がけ下さい。お待ちしております。



万引き防止教室啓発劇

善行少年の表彰について

東近江市少年センターでは、下記の事柄について功績が顕著であり、その行為が他の模範と認められる個人及び団体を表彰しています。本年度も児童・生徒については、市内の各小中学校・高等学校・養護学校へ推薦依頼をしていますが、地域の皆さんからの推薦も受け付けています。下記に該当するような善行少年がおられましたら、東近江市少年センターまでご連絡ください。表彰の対象者は市内在住の小学生から満20歳未満の少年です。推薦の締切日は令和7年1月10日(金)となっています。

- ① 人命救助に功績があった者
- ② 社会の環境浄化に功績のあった者
- ③ 学校内外及び職場において、不良防止に功績があった者
- ④ 困難を克服し、明るい家庭づくりに功績があった者
- ⑤ その他、賞賛に価する善行のあった者



相談日のお知らせ

ひとりで悩まないで… 気軽に相談を！

◆ 相談日時：月曜日～金曜日 8:30～17:00

◆ 連絡先：東近江市少年センター 東近江市五個荘竜田町 2-3

TEL・FAX 050-8034-6519

Eメール shonen@city.higashiomi.lg.jp

◆ 臨床心理士の相談日時…月曜日・金曜日(東近江市少年センター)10:00～15:00

※臨床心理士への相談は事前予約をお願いします。

